

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例案 補足資料

【令和4年1月21日総務省説明資料より作成】

区民生活委員会資料

令和4年5月27日

区民生活部課税課

住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応(案)

経緯

- 個人住民税においては、「地域社会の会費」という基本的性格から、政策的な税額控除は行わないことが原則であり、住宅ローン控除は講じられてこなかった。
- 平成19年の税源移譲に伴い、平成18年度税制改正において、所得税からの税源移譲の範囲内(所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円))で、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する特例を創設。
- その後、平成25年度税制改正において、消費税率の引上げに伴う対応として、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)に拡充。

改正(案)

- 所得税において、住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられる場合には、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内において、個人住民税額から控除する措置を講ずる。
- なお、個人住民税における控除限度額については、消費税率引上げによる需要平準化対策が終了したことから、所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)から5%(最高9.75万円)に引下げる。

《個人住民税における控除限度額》

| 居住年 | 現行制度 平成26年4月～令和3年12月 | 改正(案) 令和4年～令和7年 |
|-------|--------------------------------|---|
| 控除限度額 | 所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円) | <u>所得税の課税総所得金額等の5%</u> (<u>最高9.75万円</u>) |

(注) 平成26年4月～令和3年12月までの欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。

- この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填する。

住宅ローン控除の見直し（案）

- **住宅ローン控除の適用期限を4年延長**（令和7年12月31日までに入居した者が対象）
- **2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置**
 - 省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額を上乗せ
 - ※ 消費税率引き上げに伴う反動減対策としての借入限度額の上乗せ措置は終了
 - 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合を要件化
- **会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況を踏まえた措置等**
 - 会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%（現行：1%）としつつ、新築住宅等につき控除期間を13年（現行：10年）へと上乗せ
 - 住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下（現行：3,000万円以下）とする
 - 合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和

見直し前

* 消費税率引き上げに伴う反動減対策

見直し後

※太枠内：新規の措置、金額：借入限度額
令和4・5年入居 令和6・7年入居

新築住宅・
買取再販住宅

| | |
|----------------------------|----------------------------|
| 認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅) | 5,000万円 ↑* (3,000万円) |
| 一般住宅 | 4,000万円 ↑* (2,000万円) |
| 一般住宅 | 2,000万円 |

| | | |
|--|---------|---------|
| 認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅) | 5,000万円 | 4,500万円 |
| ZEH水準省エネ住宅 | 4,500万円 | 3,500万円 |
| 省エネ基準適合住宅 | 4,000万円 | 3,000万円 |
| その他の住宅 | 3,000万円 | 2,000万円 |
| 認定住宅等 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、 ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅) | 3,000万円 | |
| その他の住宅 | 2,000万円 | |

高
↑
省エネ性能等
↓
低

高
↑
省エネ性能等
↓
低